

公告第03-1号
令和3年3月1日

被 保 険 者 各 位

サンゲツ健康保険組合
理事長 安田 正介



令和3年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額を
下記のとおりお知らせいたします。

記

令和3年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次のいずれか低い額をもつ
てその者の標準報酬月額とする。

1. 当該被保険者が資格を喪失した時の標準報酬月額
2. 令和2年9月30日おける、全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値である
平均標準報酬月額381,676円を基礎とみなした場合の
標準報酬月額380,000円

適 用 期 間 令 和 3 年 4 月 1 日 より
令 和 4 年 3 月 3 1 日 まで

以 上